

事務事業名	市たばこ税賦課事務				担当	総務部 税務課 諸税係	
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり			電話番号	0285-83-8112	
施策名	4	健全な財政運営			☐ 実施計画上の主要事業		
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠	地方税法、真岡市税条例					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～）	
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	2. 徴税費	2. 徴税費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
事業概要	たばこ製造業者、卸売販売業者が市内の小売業者に売り渡した、たばこにかかる税金。たばこ製造業者、卸売販売業者（日本たばこ産業・ＴＳネットワーク・大豊通商）から、毎月真岡市に提出されるたばこ税申告書に基づき、たばこ税を徴収する。（申告納税である。）						

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 毎月、たばこ税申告書の收受及びたばこ税収入の調定を実施した。 28年度計画 平成27年度と同じ。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
				ア	たばこ売渡し本数	本	141,384,564	136,594,706	130,623,050	129,171,736	121,342,698
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 地方税法及び真岡市税条例に基づく、市たばこ税納税義務者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
				ア	課税対象業者	者	3	3	3	2	3
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な課税				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
				ア	市たばこ税調定額	千円	642,384	698,671	673,701	665,417	627,162
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 財源の確保				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
				ア	たばこ税の収納率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	10	10	10	10	10		
			事業費計（A）	千円	10	10	10	10	10		
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
			延べ業務時間	時間	8	8	8	8	8		
			人件費計（B）	千円	34	33	34	34	34		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	44	43	44	44	44		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		地方税法及び真岡市税条例に基づき、税財源として賦課している。									
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？		近年税率の改正が続けて行われており（増額）、改正が行われた際には、一時的に税収増となるが、健康志向の高まりにより、喫煙者が減少しており販売本数は毎年減少している。 （直近の改正では平成 2 8 年 4 月 1 日に旧3級品の特例税率が廃止された。ただし経過措置により4段階に実施され平成31年4月1日完全実施） 旧 3 級品経過措置 (0)～H28.3.31 2,495円/1000本（国・県・市税合計 5,812円/1000本）…改正前 (1) H28.04.01～ 2,925円/1000本（国・県・市税合計 6,812円/1000本） (2) H29.04.01～ 3,355円/1000本（国・県・市税合計 7,812円/1000本） (3) H30.04.01～ 4,000円/1000本（国・県・市税合計 9,312円/1000本） (4) H31.04.01～ 5,262円/1000本（国・県・市税合計 12,244円/1000本）…完了									
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 適正な課税により、自主財源の安定確保に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 地方税法及び真岡市税条例に定められており、自主財源を確保する必要がある。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 地方税法及び真岡市税条例に定められている範囲において、適正に賦課している。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 適正に申告納税されている。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 地方税法及び真岡市税条例に定められており、財源の確保が図れない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費である。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 適正課税をするための必要最小限の人件費である。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 地方税法及び真岡市税条例に基づく課税である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							